

神奈川県BSE対策に係る意見交換の概要

1 回答者

- (厚生労働省) : 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 今西BSE対策専門官
(食品安全委員会) : 内閣府食品安全委員会事務局 山本勧告広報課長
(県食品衛生課) : 神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課乳肉衛生・動物保護グループ
梶川副技幹
(県畜産課) : 神奈川県環境農政局農政部畜産課安全管理グループ
矢島グループリーダー

2 意見交換の内容

(1) 意見交換会全般に関する内容

- Q1 : このような意見交換会等のリスクコミュニケーションは非常に重要であり、県は、今後も引き続き、県民に対して丁寧な説明を行ってほしい。
- A1 : 今後も、可能な限り多くの機会をとらえて、リスクコミュニケーションを図っていきたいと考えています。(県食品衛生課)
- Q2 : 全頭検査をすることで、BSEについては安全だと思っている消費者に対して、今後、どのような対応をしていくのか。
- A2 : 全頭検査をしなくても牛肉の安全性が確保できることについて、科学的な根拠も含めて丁寧に説明する必要があると考えています。(県食品衛生課)
- Q3 : 本日説明を受けたものの、世界でいまだBSEが発生していることから、不安は大きい。
- A3 : 本日のリスクコミュニケーションは、そのような不安をお持ちの方にご理解いただくために開催しております。今後も、可能な限り多くの機会をとらえて、リスクコミュニケーションを図っていきたいと考えています。(食品安全委員会及び県食品衛生課)
- Q4 : 神奈川県で3回、リスクコミュニケーションを実施しているようだが、参加者は県民全体からすると少ない。県民が安心して肉を食べることができるよう、今回の内容についてさらに周知する方法は考えているか。
- A4 : このたびの本県のBSE対策の見直し方針案は、神奈川県のホームページにおいて、意見交換会の実施状況も含めて掲載しています。また、ご要望があれば、ご説明に伺う等、なるべく多くの県民の方々にお知らせするよう努めてまいります。(県食品衛生課)
- Q5 : 今まで20か月齢以下の牛の検査費用については県が負担していて、7月1日からは48か月齢以下の牛の検査費用は県が負担することとなると聞いたが、国が48か月齢超の牛のみ検査すればよいということになると、県税を使って検査を実施することとなると思う。科学的に不要な検査は止めていただき、もっと大切なことに税金を使いたい。
- A5 : 今後も、科学的な根拠について説明をしていくことにより、県民の皆様方にご理解いただけるよう努めてまいります。(県食品衛生課)

(2) 牛肉の安全性に関する内容

Q 1 : 餌が原因であるとの説明があったが、異常プリオンを含む餌を食べ、発症するまでの、菌でいう保菌状態のようになっているのではないか。潜伏期間中の牛の肉を食べても安全か。

A 1 : 日本において平成13年から実施されてきたBSE対策により、国内のリスクは極めて低い状況です。また、万が一感染していたとしても、入り口となる回腸遠位部は全月齢で除去されています。プリオンは血管ではなく、神経を通るので、脳や脊髄にまで到達するには4年から7年という長い時間がかかりますが、特定危険部位はと畜場において確実に除去されています（脊柱は、食肉処理業者が除去）。また、プリオンは筋肉において検出されるものではないので、牛肉の安全性には問題がありません。（県食品衛生課）

(3) 特定危険部位（SRM）に関する内容

Q 1 : SRMの範囲から除外された30か月齢以下の牛の脳や脊髄、脊柱はどのように使われているのか。

A 1 : 従来は、脳は食用として利用される場合があった他、脊柱などは、一部のゼラチンの材料となっていたようです。SRMの範囲から本年4月に除外された部位については、ほかの廃棄肉と一緒に化製処理をすることができ、肥料として活用することも可能です。なお、SRMとして焼却処分とする経費が削減できるメリットもあると聞いています。（食品安全委員会及び県食品衛生課）

Q 2 : 検査対象月齢が48か月齢超となった場合、現在、30か月齢で分けているSRMの管理についても、同じように48か月齢での管理となるのか。

A 2 : SRMの範囲に関する評価については、二次答申の内容に含まれていません。よって、昨年10月の評価である現行の30か月齢のままの管理となります。（県食品衛生課）

Q 3 : 30か月齢でSRMの分別管理を実施しているとのことだが、実際の作業をしていると畜場においては、管理がどのように徹底されているのか。作業員への教育や、手順書のようなものは作成されているのか。

A 3 : と畜場では、県食肉衛生検査所の指導のもと、作業手順書を作成し、分別管理を行っています。県食肉衛生検査所は、実際にと畜場において適切に作業が行われているかを確認するためのマニュアルを作成し、それに基づき確認しています。（県食品衛生課）

(4) 非定型BSEに関する内容

Q 1 : 非定型BSEに対する今後の取組みはどうやっていくのか。

A 1 : これまでも、国では、非定型BSEについて研究しており、引き続き研究を継続していくこととしています。（厚生労働省）

Q 2 : 世界における非定型BSEの発生状況はどうか。

A 2 : 国内では、23か月齢と169か月齢の牛で確認されていますが、23か月齢の事例については、感染性が否定されています。

EUでは、飼料規制等により定型BSE発生数が減少し、非定型BSEの比率が高

くなっているが、高齡の牛に散発している状況であり、48 か月齡超の牛の検査により十分対応できると考えています。（食品安全委員会）

(5) 輸入牛肉の安全性に関する内容

Q 1 : 外国は、日本のようにしっかりと検査していないと思うが、日本が検査対象月齡を48か月齡超とする「規制緩和」を行うことにより、米国等が自国の牛肉を日本へ輸出するために日本の輸入の規制を緩めるように言っていないか心配である。

A 1 : 現在、米国の輸入の条件は、30か月齡以下です。諸外国との輸入に関する条件についても、その科学的評価は厚生労働省から食品安全委員会に諮問されていますが、食品安全委員会は、その評価を行うにあたっては、評価者として科学的知見に基づき中立的な立場で行っており、TPPや貿易相手となる諸外国、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理者からの意見には左右されない機関となっています。（県食品衛生課）

(6) 経費に関する内容

Q 1 : 全頭検査の費用は、今どのようになっているのか。国の補助は今後どうなるのか。

A 1 : 現在は、20か月齡以上の牛の検査キットについて、国が補助していますが、改正省令施行後は、48か月齡超の牛の検査キット費用のみが補助の対象となる予定です。よって、仮に、48か月齡以下の牛のBSE検査を行う場合には、自治体（県）がその費用を負担することとなります。（県食品衛生課）

(7) その他

Q 1 : 全頭検査をやめたら、トレーサビリティ制度は不要となるのではないか。

A 1 : トレーサビリティ制度は、月齡による分別管理を行う上で重要であり、さらに、牛肉の生産地等の情報の明確化や、O157等の食中毒などの遡り調査等、リスク管理対策や畜産振興の施策の上でも、有効な制度ですので、全頭検査を見直した後であっても、重要な制度といえます。（食品安全委員会、県畜産課及び県食品衛生課）

Q 2 : なぜ、この2か月 という短期間で検査対象月齡が30か月齡超から48か月齡超への引き上げとなったのか。この2か月で新たな知見が出たのか。20か月齡から30か月齡への引き上げには時間がかかったが、今回はあっという間で不安である。

A 2 : 厚生労働省は、食品安全委員会に対して、検査対象月齡を30か月齡超にした場合のリスクと、さらに、それより引き上げた場合のリスクを、同時に諮問していました。評価機関として、現在までの科学的知見をとりまとめ、速やかに報告した結果がこのタイミングであっただけであり、急遽、とりまとめられたということではないと聞いています。（県食品衛生課）

この意見の中の「2か月」とは、厚生労働省が省令を改正し、検査対象月齡を30か月齡に引き上げたのは平成25年2月1日で、さらに食品安全委員会が、検査対象月齡を48か月齡に引き上げて人への健康影響は無視できる旨の評価案を示したのは4月上旬でしたので、この2か月のことを指していると思われます。